

下水処理施設沈砂等運搬業務 仕様書

1 業務内容

本業務は、下水処理施設から発生する沈砂、汚泥系スクリーンかす及び水処理系スクリーンかす等（以下「沈砂等」という。）を指定する事業場へ運搬等を行う業務を行う。

(1) 沈砂運搬

下水処理施設から発生する沈砂をダンプトラックに積込み、手稲沈砂洗浄センターへの運搬及び荷下ろしを行う。

(2) 汚泥系スクリーンかす運搬

下水処理施設から発生する汚泥系スクリーンかすをダンプトラックに積込み、西部スラッジセンターへの運搬及び荷下ろしを行う。

(3) 水処理系スクリーンかす運搬

下水処理施設から発生する水処理系スクリーンかすをダンプトラックに積込み、厚別洗浄センターへの運搬及び荷下ろしを行う。

(4) 脱水汚泥運搬

西部スラッジセンターまたは東部スラッジセンターから発生する脱水汚泥をダンプトラックに積込み、手稲前田第2埋立施設への運搬及び荷下ろしを行う。

(5) 洗浄スクリーンかすコンテナ運搬

厚別洗浄センターから発生する洗浄・脱水後のスクリーンかす（以下「洗浄スクリーンかす」という。）を積載したコンテナ（SUS304製、外形寸法1,440mm×1,174mm×(H)970mm、空重量約360kg）をトラックにて、東部スラッジセンターへ運搬したのち、東部スラッジセンターから空コンテナを厚別洗浄センターへ運搬する。

トラックは、コンテナが4つ以上積載可能なものとし、荷台高さは1.5m以下であることとする（参考図参照）。なお、トラックへのコンテナの積込み及び荷下ろし作業は含まない。

(6) 残さ（厚別）運搬

厚別洗浄センターから発生する残さを、ダンプトラックに積込み、手稲前田第2埋立施設への運搬及び荷下ろしを行う。

(7) 伏古川雨水貯留管大型土のう積込・運搬

伏古川水再生プラザ内雨水貯留管から発生する水処理系スクリーンかすの入った大型土のう（1トン程度）をクレーンでダンプトラックに積込み、手稲前田第2埋立施設への運搬及び荷下ろしを行う。なお、積込みは複数名で行うこととし、クレーン付車両（自走式クレーン又はクレーン付トラックなど）を用意の上、ダンプトラックの荷台に大型土のうを積込むこと。

(8) 豊平川雨水貯留管沈砂積込・運搬

豊平川水再生プラザ内雨水貯留管から発生する沈砂等の入ったコンテナ（0.5トン程度）を備え付けのクレーンを用い、ダンプトラックに積込み、手稲沈砂洗浄センターへの運搬及び荷下ろしを行う。なお、積込みは複数名で行うこととし、運転手のほか技能員を配置すること。

(9) 豊平川雨水貯留管水処理系スクリーンかす積込・運搬

豊平川水再生プラザ内雨水貯留管から発生する水処理系スクリーンかすの入った

コンテナ（0.5トン程度）を備え付けのクレーンを用い、ダンプトラックに積込み、厚別洗浄センターへの運搬及び荷下ろしを行う。なお、積込みは複数名で行うこととし、運転手のほか技能員を配置すること。

(10) 洗砂運搬

手稲沈砂洗浄センターから発生する洗砂をダンプトラックに積込み、指定する運搬先事業場への運搬及び荷下ろしを行う。

(11) 残さ（手稲）運搬

手稲沈砂洗浄センターから発生する残さをダンプトラックに積込み、手稲前田第2埋立施設への運搬及び荷下ろしを行う。

2 ダンプトラック仕様

上記（1）～（4）、（6）～（11）の業務で使用するダンプトラックは、自動車検査証記載の数値で、長さ8.5m以下・幅2.5m以下・高さ3.7m以下となる「10トン級ダンプトラック」とし、本市が管理する施設の維持管理に支障を及ぼさない運搬車両とすること。

また、上記（1）～（4）、（6）～（9）の業務で使用するダンプトラックは、原則として「天蓋付（天蓋の材質は鋼製とし、防臭・水密機能を有すること。）」とすること。ただし、降雨時等の緊急時は、この限りではない。

3 業務場所

(1) 沈砂運搬

ア 搬出事業場

・創成川水再生プラザ	札幌市北区麻生町8丁目1番15号
・拓北水再生プラザ	札幌市北区あいの里4条10丁目1番1号
・伏古川水再生プラザ	札幌市東区伏古8条1丁目2番35号
・茨戸水再生プラザ	石狩市花川東1000番地
・豊平川水再生プラザ	札幌市白石区菊水元町8条3丁目5番1号
・厚別水再生プラザ	札幌市厚別区厚別町山本645番地18
・定山渓水再生プラザ	札幌市南区定山渓温泉東1丁目50番地
・東部水再生プラザ	札幌市白石区東米里2172番地1
・新川水再生プラザ	札幌市西区八軒9条西7丁目1番65号
・手稲水再生プラザ	札幌市手稲区手稲山口265番地8
・茨戸中部中継ポンプ場	札幌市北区篠路4条10丁目12番15号
・茨戸東部中継ポンプ場	札幌市東区北丘珠6条4丁目1番1号
・東雁来雨水ポンプ場	札幌市東区東雁来12条4丁目1番1号
・伏古川雨水ポンプ場	札幌市東区北37条東27丁目8番15号
・豊平川中継ポンプ場	札幌市白石区北郷5条7丁目2番25号
・米里中継ポンプ場	札幌市白石区米里2条1丁目1番1号
・野津幌川雨水ポンプ場	札幌市厚別区厚別町山本645番地18
・川北中継ポンプ場	札幌市白石区川北4条1丁目1番1号
・厚別川雨水ポンプ場	札幌市厚別区厚別西770番地
・手稲中継ポンプ場	札幌市手稲区新発寒7条11丁目1番1号
・茨戸西部中継ポンプ場	札幌市北区屯田9条12丁目6番15号

イ 運搬先事業場

- ・手稲沈砂洗浄センター

札幌市手稲区手稲山口271番地 5

(2) 汚泥系スクリーンかす運搬

ア 搬出事業場

- ・創成川水再生プラザ
- ・拓北水再生プラザ
- ・茨戸水再生プラザ
- ・豊平川水再生プラザ
- ・厚別水再生プラザ
- ・新川水再生プラザ
- ・手稲水再生プラザ

札幌市北区麻生町 8 丁目 1 番15号
札幌市北区あいの里 4 条10丁目 1 番 1 号
石狩市花川東1000番地
札幌市白石区菊水元町 8 条 3 丁目 5 番 1 号
札幌市厚別区厚別町山本645番地18
札幌市西区八軒 9 条西 7 丁目 1 番65号
札幌市手稲区手稲山口265番地 8

イ 運搬先事業場

- ・西部スラッジセンター

札幌市手稲区手稲山口322番地

(3) 水処理系スクリーンかす運搬

ア 搬出事業場

- ・(1) 沈砂運搬アと同じ

イ 運搬先事業場

- ・厚別洗浄センター

札幌市厚別区厚別町山本711番地

(4) 脱水汚泥運搬

ア 搬出事業場

- ・西部スラッジセンター
- ・東部スラッジセンター

札幌市手稲区手稲山口322番地
札幌市白石区東米里776番地18

イ 運搬先事業場

- ・手稲前田第 2 埋立施設

札幌市手稲区手稲前田623番地 他

(5) 洗浄スクリーンかすコンテナ運搬

ア 搬出事業場

- ・厚別洗浄センター

札幌市厚別区厚別町山本711番地

イ 運搬先事業場

- ・東部スラッジセンター

札幌市白石区東米里776番地18

(6) 残さ(厚別)運搬

ア 搬出事業場

- ・厚別洗浄センター

札幌市厚別区厚別町山本711番地

イ 運搬先事業場

- ・手稲前田第 2 埋立施設

札幌市手稲区手稲前田623番地 他

(7) 伏古川雨水貯留管大型土のう積込・運搬

ア 搬出事業場

- ・伏古川雨水貯留管
(伏古川水再生プラザ内)

札幌市東区伏古 8 条 1 丁目 2 番35号

イ 運搬先事業場

- ・手稲前田第 2 埋立施設

札幌市手稲区手稲前田623番地 他

(8) 豊平川雨水貯留管沈砂積込・運搬

ア 搬出事業場

- ・豊平川雨水貯留管

札幌市白石区菊水元町 8 条 3 丁目 5 番 1 号

(豊平川水再生プラザ内)

イ 運搬先事業場

・手稲沈砂洗浄センター 札幌市手稲区手稲山口271番地 5

(9) 豊平川雨水貯留管水処理系スクリーンかす積込・運搬

ア 搬出事業場

・豊平川雨水貯留管 札幌市白石区菊水元町 8 条 3 丁目 5 番 1 号
(豊平川水再生プラザ内)

イ 運搬先事業場

・厚別洗浄センター 札幌市厚別区厚別町山本711番地

(10) 洗砂運搬

ア 搬出事業場

・手稲沈砂洗浄センター 札幌市手稲区手稲山口271番地 5

イ 運搬先事業場

・民間中間処理施設 石狩市新港中央 2 丁目757-7
・西部スラッジセンター 札幌市手稲区手稲山口322番地
・手稲前田第 2 埋立施設 札幌市手稲区手稲前田623番地 他

(11) 残さ(手稲) 運搬

ア 搬出事業場

・手稲沈砂洗浄センター 札幌市手稲区手稲山口271番地 5

イ 運搬先事業場

・手稲前田第 2 埋立施設 札幌市手稲区手稲前田623番地 他

4 業務期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月31日 (夜間・休日・祝日を含む。)

5 業務予定量

予定回数及び搬出量は別表のとおり。なお、業務価格単価(深夜時間帯)は搬出場所を出発する時間が22:00～翌日5:00の場合に適用することとする。

6 提出書類

(1) 業務履行開始前までに

ア 業務代理人指定通知書

※ 所定の様式があるので業務主任と打合せること。

イ 使用予定車両の自動車車検証の写し

ウ 業務体制表と緊急時連絡表

(2) 完了時(毎月)

ア 完了届

イ 業務委託内訳書

① 処理施設課用

② 水処理センター用

※ 所定の様式があるので業務主任と打合せること。

(3) 随時

ア 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

イ その他業務主任の指示によるもの

7 契約金額の支払い

- (1) 契約金額の支払いは、単価契約の毎月払いとし、毎月の業務完了後に検査を実施し、合格の場合には出来高（回数、トン数）に応じた請求をすることができる。
 - ア 出来高（回数）による業務
業務（1）～（9）
 - イ 出来高（トン数）による業務
業務（10）、（11）
- (2) 出来高（トン数）は、端数処理せず日々の出来高の合計とし、各月の支払額に1円未満の端数がある場合は、全て切り捨てるものとする。

8 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は、委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。
- (3) 水再生プラザ等の施設の状況によるほか大雨等の場合には、沈砂等の搬出台数が増加するため、緊急時に備え従事者を非常招集できる体制の確立に努めること。
（※参考）過去10年における日最大搬出台数：延べ43台（平成28年8月17日）

9 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

10 留意事項

- (1) 業務履行にあたり、本市が管理する施設の維持管理に支障を及ぼさないこと。
- (2) 沈砂等の積載にあたり、前積載物の残りが荷台にないことを確認してから、業務を開始すること。
- (3) 業務履行にあたり、運搬物が漏出又は飛散しないよう必要な措置を行うこと。施

設又は路面等を汚染した場合は、受託者の責任において速やかに清掃及び散水を行う等その清潔の保持に努めること。

- (4) 運搬1回当たりに積込む沈砂等の量及び運搬日については、業務主任の指示に従うこと。また、業務は業務主任が指定する時間内に行うこと。
- (5) 運搬する沈砂等の積込み及び荷下ろしのある業務については、各業務場所の担当職員の承諾を受け、すべて受託者の責任において行うこと。また、沈砂等積込み時においては、各排出事業場の担当職員の指示に従い、積載容量の確認を行うこと。
- (6) 手稲沈砂洗浄センター又は西部スラッジセンターが、搬出事業場または運搬先事業場となる場合は、手稲沈砂洗浄センター又は西部スラッジセンターのトラックスケールにて積載重量の計量を行うこと。計量にあたっては、計量する事業場の職員の指示に従うこと。なお、手稲沈砂洗浄センターに沈砂を運搬する際は、積込み時に各排出事業場の担当職員が発行する沈砂搬送伝票（パンチカード）を持参すること。
- (7) 産業廃棄物管理票制度に従い管理票（マニフェスト）に必要事項を記入し、適切な処置をすること。なお、詳細については、業務主任の指示によるものとする。
- (8) 搬出事業場の出発時刻が深夜時間帯（22:00～5:00）の場合、マニフェストに出発時刻を記載すること。
- (9) 業務履行に直接関係のない施設には立ち入らないこと。ただし、やむを得ず立ち入る必要が生じたときは当該施設職員の承諾を得ること。
- (10) 受託者は、現場における履行管理を行う各水処理センターに業務報告を行い、その結果を業務主任へ報告するものとする。

以 上